平成２３年（フ）第１１８８号
堺市中区深井北町762番地８
債務者　依田工務店こと　依田　　章
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７４号
大阪府和泉市池田下町1205番地の８、申立時の住所堺市南区御池台３丁47番13号
債務者　村上美砂子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８２号
堺市南区竹城台１丁２番27―107号
債務者　山本　和弘
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８９号
堺市東区日置荘原寺町175番地５　アルテリーベ301号、前住所堺市東区北野田517番地20
債務者　原園　和則
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９４号
大阪府松原市天美北７丁目６番13号
債務者　お弁当ハウスまるちゃん亭こと　田丸　淳子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
山形県鶴岡市青柳町７番６号
債務者　石井なかゑ
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第５３８号
神奈川県小田原市扇町２丁目30番25号　グリーンハイツ石川101
債務者　笠井由紀子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６１５号
神奈川県秦野市南矢名1668番地の15　第１コーポ尾澤103号、住民票上の住所神奈川県秦野市南矢名1668番地の15　第１コーポ小澤103号
債務者　山本　高司
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６２９号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート４―302
債務者　佐藤美由貴（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４６号
神奈川県秦野市下大槻750番地　エステートピアM102号
債務者　淺野　満江（旧姓諸石）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３４号
新潟県村上市坂町3343番地29
債務者　髙橋スジ子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３８号
新潟県村上市南町１丁目１番A12号
債務者　橘　　朋子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４０号
新潟県新発田市三日市693番地２
債務者　齊藤百合子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４１号
新潟県村上市坂町623番地350
債務者　横山　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３０号
山口県宇部市上野中町６番25―403号
債務者　吉松　　寛
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２７号
香川県観音寺市池之尻町1056番地１　第２七宝荘107号
債務者　高橋美智子（旧姓髙尾）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３１号
香川県観音寺市粟井町2234番地１
債務者　須川かおり
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部